

全ての学校（園）で活用できる
特別な教育的支援を必要とする子どもたちのための

学校間連携 ガイドブック



山梨県教育委員会

平成25年3月

学校間連携の充実を図りましょう

特別支援教育とは？

特別支援教育は、幼稚園※1から高等学校までの**全ての学校（園）に在籍している特別な教育的支援を必要としている子どもたちを対象**としています。

また、「本校には、特別支援学級はないから関係ない。」「今のところ対象となる生徒がいないから関係ない。」ということではなく、**全ての学校（園）において取り組むべき教育**です。

小・中学校の通常の学級においては、学習面または行動面で著しい困難を示す児童生徒が6.5%、35人学級に換算すると1クラス当たり2～3人在籍しているとの推計が出されており※2、そのうち約4割の子どもたちが、何の支援も受けていないとの報告もあります。

そこで、各学校（園）では、校内委員会を効果的に機能させ、管理職、特別支援教育コーディネーターを中心に指導や支援の充実を図るとともに、その**指導や支援を継続するため関係機関や進学先の学校などと連携**を充実させることが求められています。

※1学校教育法では、幼稚園、小・中学校、高等学校を特別支援教育の対象としていますが、保育所（園）も含めて支援体制の整備は必要です。

※2通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について

（平成24年12月：文部科学省）

連携の内容

連携は、現在直面している子どもの課題に対応するための専門機関との連携や校内の教職員の連携（横の連携）と、子どもたちの将来の自立を目指した連携（縦の連携）に分けることができます。

○横の連携

- ・校内の連携
- ・専門（関係）機関との連携

○縦の連携

- ・進学先の学校との連携
- ・自立した社会生活を目指した福祉、保健等との連携

本リーフレットでは、**継続した指導・支援を行うための、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校などの学校間における連携（縦の連携）を「学校間連携」と呼びます。**

学校間連携の必要性

特別な教育的支援を必要としている子どもたちに対しては、個々の子どもに合った指導や支援の内容を学校間で共有し、継続した指導や支援を行うことが必要です。

しかし、「学校が変わったら、今までのような支援をしてもらえなくなった。」「担任の先生が替わったり進学したりするたびに同じ説明をしなければならぬ。」など、保護者からの不安な声を聞くことがあります。

子どもたちの将来の自立を目指し、**学校間での引継ぎを効果的に行うことが求められています。**

学校間連携の実際



送り出す学校(園)

○在学時

校内支援体制の充実（校内の教員による継続した指導）

○進学についての相談の実施

保護者、本人からの聞き取り（進学についての考え、不安なことなど）

○連携のための資料の作成

担任及び特別支援教育コーディネーターが中心に作成

（子どもの特性、指導・支援の方法や成果、環境調整の内容、合理的配慮の内容、子どもの不安、保護者の不安など）

○連携（引継ぎ）の実施

進学先の学校見学（保護者、本人、担任など）、進学先の学校関係者による授業観察、体験入学の実施、支援記録などの資料の引継ぎ

連携をする際には、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成し、日頃から、資料の蓄積をしておくことが必要です。

管理職、特別支援教育コーディネーターが中心となり、日頃から校内の相談・支援体制の充実を図っておくことが大切です。



受け入れる学校

○入学前

校内支援体制の充実（校内の教員による共通理解）

入学後の生活についての相談実施

保護者、本人からの聞き取り（不安なこと、必要な配慮についてなど）

入学後の学校生活についての説明（指導、支援の体制など）

○送り出す学校(園)からの聞き取り

特別支援教育コーディネーターが中心に実施

（子どもの特性、効果的な指導・支援の方法、必要な環境調整、合理的配慮の内容、関係機関との連携の状況など）

○連携（引継ぎ）の実施

学校見学、体験入学の実施、在籍校へ出向いての授業観察など

子どもを受け入れるまでに、必要な支援や配慮することについて、校内での共通理解を図ります。

必要に応じて、保護者、本人との教育相談や学校見学を積極的に実施し、入学前から子どもの様子を把握します。

県立高等学校への進学を希望する場合に、受検の際や入学後において特別な配慮を必要とする場合は、中学校長から志願先の高等学校長へ申し出をすることとなります。

※詳しいことは、Q & Aで説明します。

学校間連携において配慮すべきこと 保護者との共通理解の必要性

進学先に子どもの指導や支援に関する情報を引継ぐためには、日頃からの保護者との共通理解が大切です。教育内容や子どもの様子について、保護者にわかりやすく伝えるとともに、保護者からの情報を的確に把握し共通理解を図りましょう。

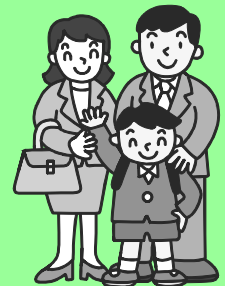
保護者との共通理解の必要性



保護者と十分な共通理解ができていないと、指導や支援に関する保護者の考えと担任（学校）の考えが一致せず、正確な情報を進学先の学校に提供できない場合があります。子どもの状況を担任の主観のみで伝えてしまったり、学校での生活の様子をもとに偏った情報を伝えてしまったりすることが考えられます。

保護者の思いと違う情報が学校から学校へ伝わることにより、入学してから、「伝わっていない。」「そんなはずはない。」などのトラブルにつながる恐れもあります。

保護者と学校の関係悪化は、適切な指導や支援を行なっていく上で、最も避けなければならないことです。



そうならないために・・・
日頃から保護者の心情に配慮しながら、共通理解を進めることが大切です。



学校が伝えること

- ・学校の教育内容
- ・学校における子どもの様子
- ・子どもが困っていること
- ・指導、評価に関する具体的な内容や方法

- 「個別の教育支援計画」※の作成・活用
- 「個別の指導計画」※の作成・活用

※P5を参照

授業参観 親子活動

個別懇談 教育相談

保護者が伝えること

- ・保護者の教育についての考え
- ・家庭における子どもの様子
- ・子どもが困っていること
- ・保護者が不安に感じていること
- ・必要な支援

- 「相談支援ファイル」※の作成・活用

※P5を参照

共通理解

継続した支援のための情報
(学校間連携で伝えていくべき情報)

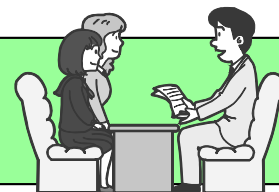
学校間連携において配慮すべきこと 保護者との共通理解をするための取組

子どもや保護者が心配や不安になっていることを理解するために、保護者が子どもの様子を把握できる機会や保護者と相談する機会を設けましょう。

また、送り出す学校、受け入れる学校の双方において、子どもや保護者が安心して相談できる相談・支援体制を整えることが必要です。

保護者との共通理解を図るための取組

- 個人懇談会、個別の教育相談、保護者懇談会等は、保護者に学校における教育内容を伝えるだけでなく、保護者の心配や不安を理解する機会として上手に活用しましょう。
- 親子活動や授業参観などの子どもと保護者がともに活動する機会は、保護者が子どもの様子を把握できる良い機会です。積極的に活用しましょう。



子どもや保護者を支える相談・支援体制の充実

- 特別支援教育コーディネーターや生徒指導担当等が連携し、子どもの家庭での様子やこれまでの生育歴、保護者の考えなどを聞き取るための教育相談を実施することにより、指導や支援の見通しを立てます。
- 学校に相談する場合の窓口となる職員について、学校だよりなどで保護者や子どもに知らせておくことが重要です。
- 保護者や子どもから相談があった場合は、困っていることや、苦しんでいることを整理し、気持ちを汲み取りながら対応します。
- 保護者へ子どものアクシデントやトラブルなどを伝える場合は、子どもの気持ちや保護者の心情に配慮しながら、伝えることが大切です。また、保護者とのやりとりは、内容によって伝える手段（連絡帳、電話、面談など）を使い分けるようにしましょう。

指導や支援についての共通理解



- 子どもや保護者との教育相談の内容をもとに、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、実際の指導や支援を行ないます。
- 「個別の教育支援計画」を保護者とともに作成することで、これまでの相談歴や関係機関の把握などをします。
- 「個別の指導計画」を作成し指導の目標・内容を保護者に説明することで、保護者が子どもの成長を理解できるように援助します。

学校間連携において配慮すべきこと 連携するための資料の作成・活用

子どもたちが学校で安心して学べる環境を整えるためには、一人一人の子どもに合わせた指導や支援を適切に行うとともに、進学などで環境が変わっても継続させる必要があります。

継続した指導や支援を行うためには、次のような資料を作成し、活用しましょう。

① 個別の教育支援計画

「個別の教育支援計画」は、「個別の支援計画」の一部であり、学校教育を受けている期間に作成する計画です。特別な支援を必要とする子どもについて学校が中心となり保護者と一緒に作成します。子どもにかかわる保護者を含めた関係者（教育、医療、保健・福祉、労働等の関係機関の関係者など）が、支援の目標・内容等の情報を共有するために活用するものです。

本県の「個別の教育支援計画」は、A票とB票の2つの票から構成されています。また、高等学校（高等部）卒業時には「個別移行支援計画」も併用します。障害種別や学校種に関わらず、県内で統一された書式を用います。

② 個別の指導計画

「個別の指導計画」は、子ども一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、個別の教育支援計画を踏まえて、より具体的に指導の目標や内容・方法などについて学校が作成するものです。教育課程を具体的にしたものであるため、作成に当たっては保護者の同意を得る必要はありませんが、保護者の理解や協力を得るためには、指導の目標や内容などを保護者と共通理解することは大切です。

指導に携わる複数の教師が情報を共有化し、指導の一貫性を図るためのものであり、担任が変わっても継続的な指導ができるよう活用します。

③ 個別の支援計画

「個別の支援計画」とは、生涯にわたり、教育、医療、保健・福祉、労働等の関係機関が連携して一貫した支援をするために作成する計画です。この「個別の支援計画」を、学校や教育委員会などの教育機関が中心になって作成する場合には「個別の教育支援計画」となります。概念としては同じものです。

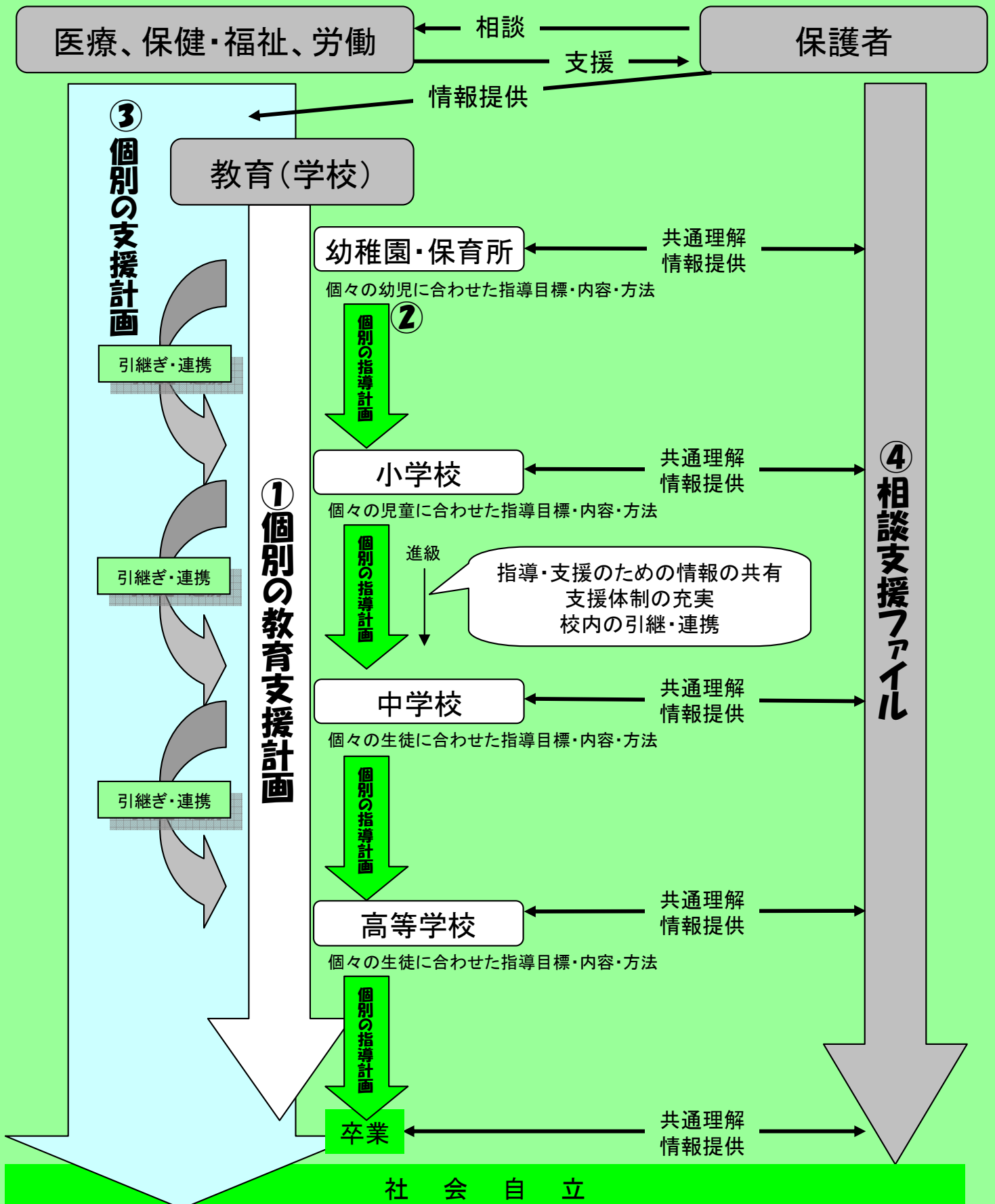
④ 相談支援ファイル

「相談支援ファイル」は、保護者がわが子の発達の特性などの情報を支援者に伝え、適切な支援をしてもらいたいとの願いから、作成するものです。ただし、全ての保護者が作成しているわけではないことに留意する必要があります。「相談支援ファイル」を作成していない場合は、保護者から生育歴や行動の特性など、指導や支援に役立つ情報を丁寧に聞き取る必要があります。

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画（参考様式）」「相談支援ファイル」は、山梨県教育委員会ホームページからダウンロードできます。

掲載先アドレス：<http://www.pref.yamanashi.jp/gakkosui/tokubetsushien/tokubetsushienkyouiku.html>

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」「相談支援ファイル」について、作成の中心となる者、引継ぎの時期、内容については、下の図を参考にしてください。



学校間連携において配慮すべきこと 個人情報の取扱い

学校間連携を行う際に伝えていく情報は個人情報であり、本人（保護者）が伝えて欲しくないとする情報もあることに注意をしなければなりません。そのことを踏まえ、提供・取得する情報の範囲については、十分に配慮する必要があります。

個人情報の取得・提供については、**市町村立学校、県立学校、私立学校ごとに、根拠とすべき法律・条例が異なる**ことに注意する必要があります。

個人情報の取扱いは、慎重に行うことが必要ですが、過剰反応し、子どもの指導・支援に必要とされる情報が引き継げないということを守るためには、日頃から、根拠となる法律・条例を確認し、教職員の共通理解を図っておくことが大切です。

Q 1

「個人情報」って、どのような情報のことをさしているのかな？

「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のことをさしています。



重要！

学校が保有している個人情報の取扱いについては、次の原則を守る必要があります。

- 個人情報は取得時に特定した「利用目的の範囲内」でのみ利用可能。
- みだりに個人情報を第三者に漏らしてはならない。
- 他の実施機関（学校等）、国、地方公共団体、報道機関その他の第三者から個人情報の提供を求められても、法令の規定による提供や、利用目的の範囲内の提供といえない限り基本的には提供してはならない。

Q 2

ということは、法令に引継ぎが規定されている指導要録や調査書以外の情報は、引継ぎはできないのかな。

基本的には、指導上参考となる情報については、指導要録や調査書に記載することとなりますが、それ以外の情報についても教育、指導、評価等で必要であると判断される場合については、情報を提供できる場合があります。



重要！

市町村立学校、県立学校、私立学校間で、子どもの個人情報の提供・取得を行う場合は、根拠となる法律や条例が異なります。日頃から確認をしておきましょう。

- ・ 国立の学校→独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・ 県立の学校→山梨県個人情報保護条例
- ・ 市町村立の学校→各市町村で定められている個人情報の保護に関する条例
- ・ 私立の学校→個人情報の保護に関する法律

Q 3



障害のある子どもについて、状況を聞いたり、情報を提供してもらう際に配慮することは？

個人情報の取得は、本人（保護者）から取得することが原則です。

本人（保護者）から教育、指導、評価に必要な障害の状況などについて情報を提供してもらう際には、あらかじめ情報の利用目的を十分に説明（明示）する必要があります。



重要！

本人（保護者）の同意なく第三者（進学先の学校）に情報を提供することは違法という考えは誤解です。進学先の学校から情報の提供依頼があったときは、その**必要性や第三者提供の制限に関する例外規定**について、**慎重に考慮した上で、その可否を判断すること**になります。

引継ぎをする…その前に！

- 指導要録や調査書等以外の情報について進学先の学校に提供をする際には、伝える情報の範囲や内容を慎重に確認し、本人（保護者）の同意を得るよう努めることが必要です。また、進学先の学校には口頭や書類だけでなく、直接子どもの様子を見てもらう場を設けることなどが大切です。
- 本人（保護者）が直接、学校へ伝えたいという意向がある場合や、伝えて欲しくない情報であると考えている場合があります。
- 全ての情報を学校間で伝えるのではなく、進学先の学校が直接、本人（保護者）から得られる情報かどうか検討します。
- 学校間で伝える場合は、送り出す側の学校が教育、指導、評価に必要な情報であるか検討し、必要な情報のみを進学先の学校に伝えることが望まれます。
- 虐待の事例などの子どもの生命に関わることについては、福祉事務所や児童相談所と連携し、慎重に扱しましょう。

その他、参考とすべき法律等

- 学校の教職員には**守秘義務**が課せられています。また、特別支援教育支援員や学生ボランティアなども支援を行う上で知り得た情報に関しては、**守秘義務があること**の確認を行うことが必要です。
 - ・地方公務員法 第34条（秘密を守る義務）
- 学校には、虐待についての早期発見などの義務、通告の義務があります。
 - ・**児童虐待の防止等に関する法律**
第5条（児童虐待の早期発見等）、第6条（児童虐待に係る通告）

学校間連携において配慮すべきこと できることを繋ぐための連携

継続した指導や支援を行うためには、子どもの学習や行動の状況だけでなく「～すれば、～ができる。」という、子どもの指導や支援に役立つ情報を学校間で繋ぐことが大切です。



集中できずに、他のことに気をとられてしまう。

学習や行動の状況

友だちとトラブルを起こしやすい。

こだわりが強く、気持ちの切り替えが難しい。

だけではなく…

学習や活動の見通しがもてると、ある程度の時間、集中して取り組むことができる。

気が合う友人とのグループ学習では、落ち着いて話し合いに参加できる。

前もって予定を話しておく、気持ちを切り替えて次の活動に移ることができる。



進学先の学校で指導や支援に役立つ情報を繋ぐことが大切

送り出す学校は…

- 「～すれば、～ができる。」といった、具体的な支援と子どものできることを意識して伝えます。
- 受け取る側が、指導や支援の参考として活用できる情報を伝えることが、子どもの継続した指導や支援に繋がります。

進学先の学校は…

- 子どもの問題点ばかりをクローズアップせず、どうすればできるようになるのかという視点で情報を受け取ります。
- 受け取った情報をもとに、校内の支援体制で何ができるのか、実際の指導や支援に生かすことを検討します。
- 入学後の子どもの状況を、送り出した学校へ伝えること（フィードバックすること）が、学校間連携を継続させることとなります。

学校間連携Q & A

Q1： 特別な教育的支援を必要としている子どもが進学する学校へは、どのような内容を引継いだらよいですか？

特別な教育的支援を必要としている子どもの引継ぎをする場合は、次のような内容が考えられます。

- 子どもの学習・行動上の特性。（書く、読む、聞く、話す、計算する、推論するなどの学習の基礎的な能力に関することや、興味・関心、身辺自立の状況、身体の動き、対人関係に関する事など）
- これまで行ってきた指導や支援の方法、その成果。（「～すれば、～できる。」という視点で伝える。）
- 学習指導を進める上での必要な配慮。（環境調整や合理的配慮の内容）

基本的な考え方として、学習や行動の課題となることばかりを伝えるのではなく、子どもの興味・関心、できることなど、進学先で指導や支援のヒントとなる内容に重点を置くことが大切です。

また、合理的配慮の内容としては、学習活動の内容や量、評価の方法、コミュニケーション手段や教材の活用方法、これまで行ってきた指導体制、心理面・健康面への配慮、他の子どもや保護者への理解を図るための方法などがあげられます。

Q2： 進学先の学校に具体的な子どもの様子を理解してもらいたいと考えています。どのような取組をすればよいですか？

特別な教育的支援を必要としている子どもたちは、Q1で述べたとおり、学習活動の内容や量、心理面・健康面と、配慮すべきことが多くあります。文書や口頭による引継ぎだけでは、具体的な様子が進学先の学校に伝わらないことが多くみられます。

幼稚園、小・中学校であれば、日頃から中学校区において情報交換の機会を設け、引継ぎ内容や方法について共通理解を図ることや、お互いに授業を参観し合うなどの取組が考えられます。

進学の際には、学校の見学や保護者・本人との教育相談の機会を早めに設けることや、進学が決定した後は、進学先の教員が現在の授業の様子等を観察することなどの取組みも考えられます。このような取組は、各校の校内委員会や特別支援教育コーディネーターが連携し合い、進めていくこととなります。

Q3： 幼稚園、保育所から小学校へ就学する際には、どのような引継ぎをすればよいですか？

小学校は、保護者の送迎から集団登校、教科の学習、45分間の授業、多様な学校行事など、より自立した生活へ変化をします。そのことを踏まえ、必要となる情報を幼稚園、保育所から小学校へ提供します。

基本的には、幼稚園、保育所から小学校へ「幼稚園幼児指導要録」「保育所児童要録」が送付されます。この要録には、健康、人間関係、環境、言葉、表現などの項目があり発達の特性や配慮事項を知ることができます。

また、これらの項目以外に、指導や支援に役立つと考えられる情報は次のような内容が考えられます。

- 集団での活動の様子
- 食事、排泄、着替えなどの身辺自立の状況
- 行動上の特性
- 興味・関心のある遊びやものについての情報
- 連携している関係機関などの情報



Q4： 小学校から中学校へ進学する際には、どのような引継ぎをすればよいですか？

中学校は、小学校に比べ学習内容が難しくなるだけでなく、集団登校から自主通学、小集団から大集団、複数の教員が関わる教科担任制へと、学校での生活が変化します。そのことを踏まえ、Q1で述べた、指導や支援の方法やその成果、合理的配慮の内容をできるだけ詳しく引継ぐことが重要です。

学校間連携の取組として、中学校区の小・中学校がお互いの授業を参観し合うなど、日頃からの連携が大切です。

子どもの様子が具体的に知りたい場合は、中学校側が事前に小学校の授業を観察し、学習や行動の様子を直接把握することが入学後の指導や支援で役立つこともあります。

特別支援学級に在籍している児童の場合は、新しい環境に慣れるために、保護者と共通理解をし、入学前から体験的に中学校の授業等に参加するなどの取組が考えられます。

Q5： 中学校から高等学校進学にあたり、受検や入学後の生活に特別な配慮を必要とする生徒の場合は、どのような引継ぎをすればよいですか？

まず、進学先の高等学校を決める際には、本人、保護者の希望を十分に踏まえ、学校見学を行い、あらかじめ高等学校側に十分に相談することが必要です。

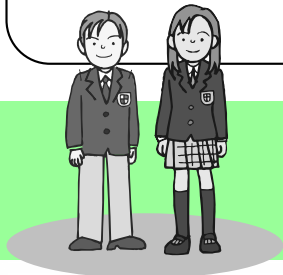
特に、受検する際の配慮、入学後の学校生活に必要な支援等について相談をします。県立の高等学校においては、学校長が県教育委員会との協議が必要と判断した場合は、中学校での指導・支援内容をもち、協議を実施し、受検上の配慮及び入学後の生活を見通す中で受け入れが可能であるか判断をすることとなります*。

特別な教育的支援を必要としている生徒の中学校から高等学校への引継ぎについては、基本的に、高等学校の入学許可予定者発表後に行うこととなります。

また、引継ぐ情報の内容は、中学校で作成された「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の内容を基本とします。

※「中学校長は、身体に障害があるなど、受検の際や入学後において特別な配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、志願先の高等学校長に事前にも申し出ることとする。なお、特別な配慮を受けようとする受検者については、原則として公的機関が発行した診断書等を添付すること。この場合、高等学校長は、必要に応じて高校教育課長と協議することとする。」

※平成25年度 山梨県公立高等学校等入学者選抜実施要項より



Q6： 特別支援教育コーディネーターとして、学校間連携をする際にどのような役割を果たせばよいですか？

特別支援教育コーディネーターは生徒指導担当などと連携し、日頃から、教職員や保護者、子どもからの相談の窓口となるように心がけます。また、学校だよりなどで、相談窓口の担当であることを保護者や子ども、学区内の幼稚園・保育所や小・中学校、高等学校に知らせておくなどの取組が考えられます。

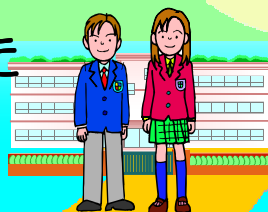
校内では、関係機関などとのケース会議を企画・運営し、教員同士の横の連携を図り、情報の収集と整理を行うとともに、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成を促し、援助をします。

子どもの受け入れや進学の際には、学校関係者の引継ぎの場の設定、保護者との教育相談の設定や対応、指導・支援に必要な情報の収集などを行います。

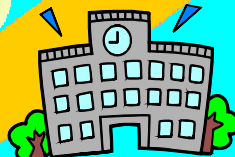
特別支援教育コーディネーターの業務は多岐にわたるため、管理職の協力や、チームで対応するなどの工夫が必要です。

子どもたちの自立を目指した 学校間連携の充実

社会的な自立



学校間の連携



継続した指導や支援

保護者との
共通理解



- 本リーフレットについてのお問い合わせ先 ●
山梨県教育庁新しい学校づくり推進室
特別支援教育担当

〒400-8504 山梨県甲府市丸の内1-6-1
電話 055-223-1752
FAX 055-223-1768

【リーフレット掲載アドレス】

<http://www.pref.yamanashi.jp/gakkosui/tokubetsushien/tokubetsushienkyouiku.html>